

「くにたち混声合唱団 ときわ」規約

2023年1月13日総会1にて改定

第一章 総 則

〔名称〕

第1条 本団の名称は「くにたち混声合唱団 ときわ」と称する
(2016年4月1日に「混声合唱団国立ときわ会」から名称変更)

〔目的〕

第2条 全団員そろって、合唱を練習し、演奏して、人生を楽しく豊かなものにするを団の目的とする

〔団長と常任指揮者〕

第3条 (1) 本団に団長を置く。団長は団員の総意により選出され、団を代表し団活動を統括する。また団長の指名による副団長を置くことができる

(2) 本団に常任指揮者を置く。常任指揮者は団員の総意で委任される

〔活動と団員〕

第4条 (1) 本団は主たる練習会場を国立市内に設ける

(2) 本団運営の基本は団員の協調である。団員は団の目的を理解し、常任指揮者の音楽創造を尊重し、総会・委員会で決めた事に従い、自主的に活動する

(3) 本団運営の基本である(2)にそぐわない言動、行為を行う団員に対しては、団長が注意を与え、改善が見られない場合には、委員会の判断で該当団員を除名することができる

(4) 団員を便宜上次のように分類する

i) 正団員：定期練習・行事に継続して出席し、通常会費を収め、欠席するときは事前に連絡する

ii) 休団員：正団員が1ヶ月以上1年以内の特定期間活動に出席できない場合、休会費を前納することにより、その期間、休団員となることができる。

iii) 友好団員：正団員として1年以上在籍したが都合により定期練習には断続的にしか出席できない場合、事前に申し出て友好団員になることができる。但し委員会が認めた場合はその限りではない。なお1年以上参加のない友好団員は退会したものとみなす。友好団員は友好会費を払うことにより、vi)に定める制約される活動以外の団のあらゆる活動に参加できる。

iv) 正団員で自発的な連絡が無く3ヶ月以上練習を休む者については、退団したものとみなす

v) 友好団員が「演奏活動」に参加する場合は、委員会が練習実績などを考慮してその可否を決める

vi) 正団員以外の団員、常任指揮者、練習ピアニストは総会を傍聴できるが、発言は議長の承諾が必要で、採決には加われない

第二章 組織と運営

〔パート制〕

第5条 (1) 団員は、ソプラノ、アルト、テナー、バスのいずれかに属する

(2) 各パートにはパートリーダーを置く。パートリーダーは必要に応じてサブリーダーを指名する事が出来る

(3) パートリーダーは常任指揮者の音楽創造を補佐し、その指示を確実にパート団員に伝える

(4) パートリーダーは第2条の目的達成を目指してそのパートをまとめ、パートメンバーの意見を聞き、委員会に反映させる

〔ポスト制〕

第6条 (1) 本団に、練習、会計、団員、広報の4ポストを置く

(2) 休団員を除くすべての団員はいずれかのポストに属し団の仕事を分担する

(3) 各ポストにはポストリーダーとサブリーダーを置く。同リーダーは必要に応じて各ポスト会議を主催する

(4) 各ポストへの所属は基本的には個人の希望を優先するが、パート間のバランスを考慮し、パート内で調整を行う

(5) 各ポストに分担された仕事は各ポストで自主的に行い、その自主的活動は尊重される。なお、各ポストの分担範囲を超えて他のポスト・団全体に関わる事項に付いては、委員会にて審議・決定する。

〔単位期間〕

第7条 本団の単位期間は定期演奏会期終了時から次期定期演奏会期までとする

会計処理や体制づくり等の関係で、定期演奏会終了後、約3ヶ月後を期末とする。

〔総会〕

第8条 (1) 総会は当団の最高議決機関である

- (2) 総会は団長が招集し、団長が指名する者が議長を務める
- (3) 総会は委任状も含めて正団員の2/3以上の出席により成立する。但し、出席者1人につき1名の委任状を認めることができる。「議長」(個人名指定無し)への委任の場合には複数委任も認められるが、採決の票数には数えない。ただし、議長に選出された者があらかじめ受けていた委任については採決票に加える。
- (4) 採決は正団員出席者(委任状受任者の票数は2票とする)の過半数により決めるが、賛否同数の場合は団長が裁断する
- (5) 定期総会は単位期間に1回開催し、当該期間の活動計画、予算・決算の審議・承認、委員改選、規約の改廃、団長の選出ならびに関連事項の議決を行う。定期総会の開催は1ヶ月前に予告する
- (6) 委員会または現団員数の1/3以上から議案提出による総会召集請求があった場合は、団長は臨時総会を開催する。臨時総会の開催は2週間前に予告する

〔運営組織〕

第9条 (1) 本団に、委員会を置く。

- (2) 委員会は、団長、副団長、常任指揮者及びポストリーダーで構成し、団運営の全体にかかわる事項について審議・決定する。委員会にポストリーダーが出席出来ない時はサブリーダーが代理で出席する。委員会は、必要に応じて団長が招集し、議長を務める。
委員会は、過半数の出席で成立し、多数により決する。会議は公開され、いずれの団員も傍聴できる。但し、発言は議長の承諾が必要で、採決には加われない

〔団長・委員の選出〕

第10条 (1) 団長：正団員からの立候補者及び正団員から推薦された者について総会において選挙を行い、2/3以上の信任を得た者を団長に決定する。ただし、上記の者が1名以下の場合は委員会にて次期団長候補者として推薦した者も候補者とできる。団長の任期は1期とするが、再任は妨げない。団長選出に際し、選挙管理委員会を置く

- (2) 団長代行：団長が何らかの理由でその役を一時的に果たせない場合は、副団長が代行する。副団長が置かれていない場合は委員会の互選でその間の代行者を決める
- (3) パートリーダー：練習ポスト内で互選し、総会で承認を得る
- (4) ポストリーダー：ポスト内で互選し、総会で承認を得る
- (5) パートリーダー及びポストリーダー・サブリーダーの任期は、1期とするが、再任は妨げない

〔常任指揮者の選任と任務〕

第11条 (1) 常任指揮者が交代する場合は、委員会で候補者を選び、総会で承認を得る

- (2) 常任指揮者は団員のパート所属、ときわの選曲、練習、演奏につき一任される
なお、選曲においては、団員の希望も参考にする
- (3) 常任指揮者の任期は、2期とするが、再任は妨げない

第三章 会計

〔会費〕

第12条 会費は通常会費、友好会費、休会費とし、これらは団の経済状態を見ながら、その金額は単位期間毎に総会で決める

〔予算〕

第13条 委員会は団の行事計画に合わせて予算案を作り、総会の承認を得る

〔決算〕

第14条 委員会は活動単位期間の決算報告書を作り、監査を経て総会の承認を得る

〔会計監査〕

第15条 (1) 会計監査員2名を総会で選任する

- (2) 会計監査員は、しかるべき時期に会計監査を行い、結果を総会に報告する

〔一般会計〕

第16条 定期演奏会を除く通常の活動に関する会計を一般会計と称する

〔定演会計〕

第 17 条 定期演奏会に関する会計は、第 16 条の一般会計と区別して定演会計とし、独立した予算・決算を行う

〔特別会計〕

第 18 条 自主演奏会や合宿などの特別な活動の費用は、基本的に参加費で賄い、決算後の残金は参加者に返金し、端数は一般会計に繰り入れる

〔個別会計〕

第 19 条 各行事後の打ち上げ会等にかかる費用は、基本的に参加者が支払い、その会計は参加者の中で決済する

第四章 その他

〔参考資料〕

第 20 条 本規約に定めのない事項に関し、必要に応じて以下の運営細則を参考とする

運営細則

- (1) 委員の役割
- (2) ポストの役割
- (3) 委員会開催要領
- (4) 年度会費
- (5) 出費の原則
- (6) 慶弔内規
- (7) 入団手続き
- (8) 入団のしおり
- (9) 定期演奏会への参加について
- (10) 定期演奏会推進体系
- (11) 演奏の映像等に関する取扱いについて

〔団規約の見直し〕

第 21 条 この規約は総会時に必ず見直し、団の実情と整合しない部分があれば団員の合意の下に改める

- (本会規約は 2003 (平成 15) 年 7 月から実効する)
- (本会規約は 2005 (平成 17) 年 6 月から実効する)
- (本会規約は 2010 (平成 22) 年 5 月から実効する)
- (本会規約は 2011 (平成 23) 年 4 月から実効する)
- (本会規約は 2013 (平成 25) 年 12 月から実効する)
- (本会規約は 2015 (平成 27) 年 8 月 28 日から実効する)
- (本会規約は 2016 (平成 28) 年 5 月 15 日から実効する)
- (本会規約は 2017 (平成 29) 年 2 月 10 日から実効する)
- (本団規約は 2018 (平成 30) 年 6 月 1 日から実効する)
- (本団規約は 2020 (令和 2) 年 1 月 17 日から実効する)
- (本団規約は 2021 (令和 3) 年 6 月 25 日から実効する)
- (本団規約は 2023 (令和 5) 年 1 月 13 日から実効する)

以上